

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の
一部を改正する省令について
(令和2年12月28日公布、文部科学省・農林水産省・経済産業省・
国土交通省・環境省令第1号)

令和2年12月
環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室

1 改正の趣旨

- 令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続(※)について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされている。

〔※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。〕

- これを踏まえ、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則(平成24年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「規則」という。)において、押印を求めている手続(様式)について、国民や事業者等の押印を不要とするものである。

2 改正の内容

- (1) 規則の様式から「印」の記載を一律削除する。
- (2) 本省令の施行の際、施行後においても、当分の間は現行の様式を使用できるよう、経過措置を設ける。
- (3) その他、規定内容の明確化のため、所要の改正を行う。

3 施行期日

公布の日(令和2年12月28日)